

～自転車はルールを守って安全運転！～

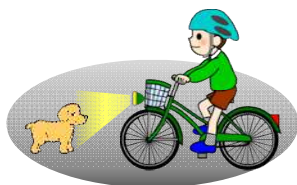
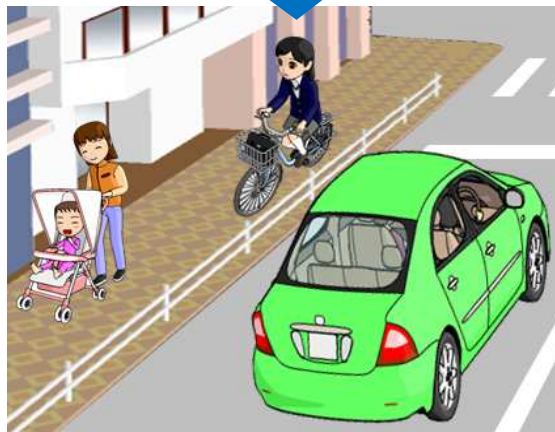
自転車は道路交通法で軽車両に位置付けられる「車のなかま」です！

自転車を運転する基本ルールは？

自転車安全利用五則

- 1 自転車は車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 交差点での一時停止と安全確認 ●信号を守る
 - 夜間はライトを点灯 ●飲酒運転・二人乗り・並進は禁止
くながら運転(携帯電話・イヤホン・傘差し等の運転)は禁止
- 5 子どもはヘルメットを着用
※違反した場合は懲役または罰金など(5を除く)

歩道は歩行者優先！



事故を起こしたら どんな責任が問われるの？

刑事上の責任

事故の重大さなどによっては、**罰金**や**禁錮**といった厳しい刑事罰を受けることがあります。
これにより、免許や資格が与えられない場合がある職業もあり、自分の将来の夢や人生設計に大きな影響が生じる場合があります。

- [免許や資格が与えられない場合がある職業]
- 罰金以上の刑
医師/看護師/薬剤師/栄養士/調理師 等
 - 禁錮以上の刑
教職員/弁護士/裁判官/公認会計士/建築士 等

民事上の責任

高額な賠償金を支払わなくてはならない場合があります。
※児童等の保護者も無関心ではられません

- [裁判例]
坂道を下ってきた小学5年生(11歳)の少年の自転車が歩行中の女性(62歳)と衝突し、歩行者の女性が意識不明となった。

賠償金額 約 9,521万円 (平成25年7月:神戸地裁)

ルール違反を繰り返したらどうなるの？

自転車運転者講習制度

危険行為を反復(3年以内に2回以上)して行った年齢14歳以上の自転車運転者に受講命令！

※対象となる15の危険行為については裏面を参照

自転車運転者講習

※講習手数料：6,000円
講習時間：3時間

受講命令に従わなかった場合

5万円以下の罰金

【自転車保険】 入っていますか？

西宮市観光キャラクター みやたん



兵庫県では「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」で、自転車を利用する場合、自転車損害賠償保険等への加入を義務付けています。

※平成27年(2015年)10月1日から義務化